

沖縄労働局発表  
 令和2年4月9日

担 当	沖縄労働局 雇用環境・均等室
	室 長 嘉数 剛
	雇用環境改善・ 均等推進監理官 南 隆功
	電 話 (098)868-4403
	労働基準部
	部 長 仁木 真司
	監 督 課 長 山口 昌平
	電 話 (098)868-4303
	職業安定部
部 長 大山 徹	
職業安定課長 屋良 安宏	
電 話 (098)868-1655	

## 7都府県への緊急事態宣言を受けた 沖縄労働局、労働基準監督署・ハローワークの対応について

～相談、届出・申請などは「電話」、「電子申請」・「郵送」をぜひご活用ください～

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が7都府県を対象に4月7日に発令されました。沖縄労働局、労働基準監督署・ハローワークは原則として開庁しますが、利用者の皆さまに来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットを通じた情報収集が可能です。外出自粛の要請を踏まえ、感染拡大防止の観点から、積極的な活用をお願いします。

電子申請をする方法については、次項の「参考」をご参照いただくか、沖縄労働局労働基準部・職業安定部、労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。

### 【電話による相談等が可能な主なもの】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談
- ・解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどのあらゆる分野の労働相談
- ・ハローワークによる職業紹介 など

### 【電子申請や郵送による届出・申請などが可能な主な手続き】

- ・労働基準法に基づく36協定や就業規則の届出 など
- ・労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告 など
- ・雇用保険法に基づく雇用保険被保険者の資格取得や資格喪失に関する届出 など
- ・ハローワークへの求人申し込み
- ・労働者派遣事業および職業紹介事業の許可の申請 など

### 【郵送による届出・申請が可能な主な手続き】

- ・ハローワークや雇用環境・均等室における各種助成金の申請 など

### 【インターネットによる情報収集が可能な主なもの】

- ・ハローワークインターネットサービスによる求人情報
- ・労働者の労働条件、安全や衛生に関する各種情報、FAQ

※ これらの主な手続き等の他にも、電子申請や郵送による届け出・申請などが可能な手続きがあります。詳しくは、最寄りの沖縄労働局労働基準部・職業安定部、労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。

(参考1) 電子申請（申請・届出等の手続案内）（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/shinsei\\_boshu/denshishinesei/](https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/)

(参考2) 労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

(参考3) 雇用保険について：雇用保険関係手続き電子申請のご案内（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/shinsei\\_boshu/denshishinesei/dl/koyouhoken\\_tetsuzuki.pdf](https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/koyouhoken_tetsuzuki.pdf)

(参考4) 求人申込みについて：ハローワークの利用方法が変わります（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000551956.pdf>

※ FAXによる求人申込みも可能ですので、ハローワークまでご相談ください。

(参考5) ハローワークインターネットサービス（求人検索）（厚生労働省HP）

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

## 参 考 資 料

- 1 電子申請（申請・届出等の手続案内）・・・・・・・・・・ 1 P
- 2 労働基準法、最低賃金法等の届出等は電子申請が便利です！・・・ 5 P
- 3 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、「36協定届」や「就業規則の届出」などの届出は、電子申請を利用しましょう！・・・・・・・・・・ 11 P
- 4 雇用保険関係手続き 電子申請のご案内・・・・・・・・・・ 13 P
- 5 2020年1月6日からハローワークの利用方法が変わります・・・・・・・・ 25 P  
会社のパソコンから、求人申込みや内容変更などの手続きを行えるようになります など

# 電子申請 (申請・届出等の手続案内)

## 重要なお知らせ

[労働基準法に関する本社一括手続方式の変更について](#)

[2020年4月から特定の法人について電子申請が義務化されます\(ご案内とよくあるご質問について\)](#)

 [「GビズID」を活用した社会保険手続の電子申請について](#) 

 [令和2年4月から、無料で取得可能なID・パスワード\(GビズID\)で電子証明書がなくても電子申請が可能になります!](#) 

 [本年4月から改正労働基準法が適用される企業のみなさまへ 平成31年4月1日施行の改正労働基準法に対応した36協定届\(新様式\)等の電子申請は3月25日より作成・保管が可能です!](#)  
[PDF形式: 112KB] 

[一部手続のオンライン利用の停止について\(平成27年12月24日\)](#)

[「義肢等補装具購入・修理費用の請求」手続の追加について](#)

[厚生労働省認証局の認証業務終了のお知らせ\(平成20年6月19日\)](#)

## 電子申請・届出等の手続き案内

1. 「厚生労働省電子申請・届出システム」で受け付けておりました申請・届出等については、電子政府の総合窓口(e-Gov)に移行しました。

### 電子政府の総合窓口(e-Gov)

電子申請・届出をご利用の方は、以下のURLまたはバナーからe-Govにアクセスし、電子申請をご利用いただきますようお願い致します。



電子政府の総合窓口(e-Gov)

<https://www.e-gov.go.jp> 

[e-Gov電子申請システムの仕様公開について\(平成21年3月31日\)](#)

e-GovのAPI公開に伴い、厚生労働省が扱う一部の手続について、仕様を公開しました。

### e-Govを利用する際の留意事項等について

## 電子申請(申請・届出等の手続案内)

申請・届出を行う際は、事前に以下のサイトをご覧ください。

[「e-Gov電子申請システムの利用準備をする」](https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flo<br/>w/setup/index.html) ([https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flo  
w/setup/index.html](https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flo<br/>w/setup/index.html)) 

電子申請に必要なユーザID・パスワードの発行申込み方法や照会先等については、[「ユーザID・パスワード発行申込み説明書」](#)  をご覧ください。

※このユーザID・パスワード発行申込みは、年金加入記録を照会する日本年金機構のサービスではありません。年金加入記録の照会のためのユーザID・パスワード発行申込みは、[日本年金機構ホームページ](#)  から行います。

厚生労働省電子申請・届出システムのサービス終了と電子政府の総合窓口(e-Gov)への移行については、 [「厚生労働省電子申請・届出システムのサービス終了と電子政府の総合窓口 \(e-Gov\) への移行について」](#) [[PDF形式：254KB](#)]  をご覧ください。

### お問い合わせ先

[電子政府利用支援センター](#) 

#### 電子政府利用支援センター

**電話番号** 050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)  
050-3822-3345(通話料金のご利用の回線により異なります。)

**受付時間** 4～7月 平日 午前9時から午後7時まで  
4～7月 土日祝日 午前9時から午後5時まで  
8～3月 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで  
※8～3月の日曜日および年末年始(12月30日～1月3日)は受付を  
休止いたします。

電子政府の総合窓口(e-Gov)で提供している各種サービスに関するお知らせやe-Gov電子申請システムの利用準備・操作方法等に関するお問い合わせは、[「電子政府利用支援センター」](#)  をご利用ください。

### e-Gov電子申請システムの操作マニュアル等

e-Gov電子申請システムの利用方法(操作マニュアル)は、以下のURLからご覧になれます。

e-Gov電子申請システムの利用方法(電子政府の総合窓口より)  
<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/manual/index.html> 

また、下のリンク先より、実際の画面に従った作業手順を解説したマニュアルを、ご覧いただけます。

[オンライン申請マニュアル](#)

## 社会保険・雇用保険の磁気媒体届書プログラムを利用した電子申請

健康保険・厚生年金保険及び雇用保険の適用関係の手続で、反復・継続して行うものについては、磁気媒体届書作成プログラム(CSVファイル)を利用した電子申請が便利です。詳細は、以下のURLをご確認ください。

日本年金機構：電子申請

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html> 

### お問合わせ先

磁気媒体届書作成プログラムの操作方法については、以下の窓口までお問合わせください。

#### [日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口](#)

**電話番号** 0570-007-123  
※050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6837-2913」にお電話ください。

**受付時間** 月～金曜日：午前8時30分～午後7時00分  
第2土曜日：午前9時00分～午後5時00分  
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

手続の内容等については、それぞれ提出先の [日本年金機構の事務センター一覧](#) 、[公共職業安定所](#)  までお問合わせください。

## 電子申請に利用可能な認証局

[認証局のご案内](#) 

## 雇用保険関係手続きについて

 [雇用保険関係手続き電子申請のご案内 \[PDF形式：1226KB\]](#) 

 [平成25年3月11日から「雇用保険被保険者資格喪失届」のオンライン申請がさらに便利になります！ \[PDF形式：461KB\]](#) 

また、下のリンク先より、必要な様式をダウンロードできます。(使用する際は、必要な部分だけ添付してください。)

 [様式集 \[DOC形式：69KB\]](#) 

**2. 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の他にも、以下の個別の電子申請システムにて手続の受付を行っておりますので、ご確認ください。**

### 統計調査及び社会福祉法人現況報告書を受け付けるシステム

[毎月勤労統計調査 オンライン調査システム](#) 

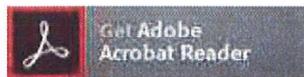
### 外国人雇用状況報告システム

[外国人雇用状況報告システム](#) 

外国人の雇入れ・離職の際は、その氏名・在留資格等を届け出てください。

### 3. 厚生労働省の認証基盤

[厚生労働省認証局終了のお知らせ](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

# 労働基準法、最低賃金法等の届出等は、 電子申請が便利です！



オフィスから、インターネットを経由して、スピーディに届出!!

「36協定届」、「就業規則の届出」など、労働基準法の届出等は、  
すべて電子申請が利用可能です！

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」にアクセス!!

## いつでもどこでも手続可能なんだ！



厚生労働省  
公式キャラクター  
くたしかめたん>

労働基準監督署の窓口に行く必要はありません。いつでも利用できる  
ので、窓口での待ち時間がなく、オフィスにいなから届出等ができま  
す。

労働基準法に定められたすべての  
届出等

- 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）
- 就業規則の届出
- 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など

最低賃金法に定められた届出等の  
一部

- 最低賃金の減額特例許可の申請 など

## 簡単・スピーディに申請できるよ！



インターネット上の様式に必要な事項を入力し、電子証明書を添付して  
クリックするだけで手続ができます。  
大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理でき  
ます。

## 導入も簡単だよ！



マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカー  
ド等」といいます。）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がか  
かりません。

※ICカードリーダーライター（マイナンバーカード等を読み込む機器）が別途必要です。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H30. 2)

# 労働基準法等の手續の電子申請については、厚生労働省のホームページにマニュアルや解説などを掲載しています！

労基法等 電子



【電子申請のマニュアル等を見るには】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

電子申請に関連する通達等も掲載していますので、是非ご参照下さい。

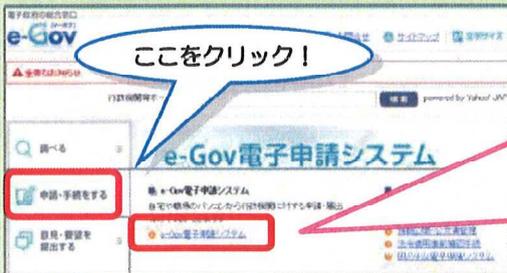


## 事前準備

# 6つのチェック事項をクリアしたら、準備完了！

まずは、e-Govウェブサイトへアクセス！  
<http://www.e-gov.go.jp>

\*電子申請の総合窓口サイト「e-Gov（イーガブ）」電子申請についての利用案内が掲載されています。



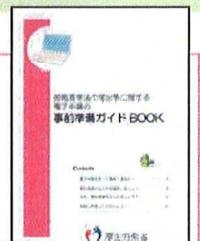
電子申請の事前準備をはじめましょう！



ここから準備スタート！

事前準備の詳細な作業は、電子申請に関するホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

に掲載した「事前準備ガイドマニュアル」で解説していますので、ご活用下さい。



チェック

## 1 パソコンとブラウザソフトを確認します

パソコンとブラウザソフトが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。



推奨されるパソコン環境→「e-Gov電子申請システム動作確認環境」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/recommended.html>

チェック

## 2 Javaを確認します

ご使用のパソコンに、電子申請に必要な最新版のJavaがインストールされているか確認します。

➡ Javaが最新版でない場合→「Javaを準備する」  
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup02/index.html>

チェック

## 3 電子証明書を取得します

電子証明書とは、申請者が間違いなく本人であることを、信頼できる第三者（認証局）が電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものといえます。

電子申請をご利用の際には、申請書様式等に使用者等の電子署名を行うこととなりますので、その電子署名に使用する電子証明書を事前に取得する必要があります。

電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。

### ICカード形式

- 公的個人認証サービス（マイナンバーカード等）を活用できます。
- 民間の認証局からの取得も可能です。



### ファイル形式

- 法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。



➡ 電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。  
[http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu\\_certificate.html](http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html)

➡ これに加え、次の★の方法でも利用可能です。

### ★ 電子申請の利用が便利になりました！

★ H29.12.1より、公的個人認証（マイナンバーカード等）を使用した電子署名・電子証明書による届出が可能となりました!! ICカードリーダーライター（マイナンバーカード等を読み込む機器）をご用意いただき、お手持ちのマイナンバーカード等を読み込ませて電子署名を行ってください。

※ 社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社労士等」といいます。）が提出代行により電子申請を行う場合には、氏名のみではなく、社会保険労務士の資格を有する者であることを確認できる電子証明書の添付が必要です。

※ マイナンバーカードの取得は、マイナンバーカード総合サイトを参照してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>

※ ICカードリーダーライターについては、公的個人認証サービスポータルサイトの「ICカードリーダーライターのご用意」ページを参照してください。  
[http://www.jpki.go.jp/prepare/reader\\_writer.html](http://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html)

★ H29.12.1より、社労士等が、P6の対象手続の提出代行を行う場合、提出代行に関する契約書等をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名・電子証明書を省略することができます！（ただし、最低賃金法の届出等を除きます。）

※ 添付様式の見本等は、厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

の「社会保険労務士の皆様へ」の欄に掲載しています。

上記のHPは「労基法等 電子」で検索できます。

労基法等 電子

検索

チェック

#### 4 ブラウザのポップアップブロックを解除します

ブラウザソフトにポップアップブロックが設定されていたら、解除します。



「ポップアップブロックを解除する」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/popup.html>

チェック

#### 5 「信頼済みのサイト」に登録します

電子申請でアクセスするサイトを、「信頼済みのサイト」に登録します。



「信頼済みサイトへの登録」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>

チェック

#### 6 電子申請用プログラムをインストールします

専用の電子申請用プログラム（無料）をインストールします。



「電子申請用プログラムのインストール方法について」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>

事前準備や操作方法等に関するお問い合わせ先：電子政府利用支援センター

■電話番号：050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)

050-3822-3345 (通話料金はご利用の回線により異なります。)

■受付時間：4～7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

8～3月 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで



これで準備完了です！

<トップページ>

The screenshot shows the e-Gov homepage with a navigation menu. A red circle highlights 'e-Gov電子申請システム' in the menu. An arrow points to the search page, where another red circle highlights the search input field. A large red arrow labeled 'スクロール' (Scroll) indicates the action to take. Below the search page, a red circle highlights the '検索' (Search) button.

キーワードを入力して検索

- 「36協定届」→ キーワード「時間外」
- 「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」→ キーワード「変形」
- 「就業規則の届出」→ キーワード「就業規則」

## 電子申請が可能な手続の一覧

労働基準法、最低賃金法等の届出等のうち  
電子申請が可能な主な手続は、以下のとおりです。

1	時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)
2	時間外労働・休日労働に関する協定届(本社一括届出)
3	時間外労働・休日労働に関する協定届(事業場外労働に関する協定付記)
4	時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届
5	時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届
6	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請
7	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届
8	就業規則(変更)届(各事業場単位による届出)
9	就業規則(変更)届(本社一括届出)
10	1年単位の変形労働時間制に関する協定届
11	1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届
12	1週間単位の変形労働時間制に関する協定届
13	事業場外労働に関する協定届
14	専門業務型裁量労働制に関する協定届
15	企画業務型裁量労働制に関する決議届
16	企画業務型裁量労働制に関する報告
17	休憩自由利用除外許可申請
18	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請
19	断続的な宿直又は日直勤務許可申請
20	最低賃金の減額特例許可の申請
21	貯蓄金管理協定の届出
22	預金管理状況報告
23	預金管理状況報告(本社一括届)
24	事実上の倒産認定申請
25	未払賃金額等の確認申請
26	解雇制限除外認定申請
27	解雇予告除外認定申請
28	児童の使用許可申請
29	年少者に係る深夜業時間延長許可申請
30	帰郷旅費支給除外認定申請
31	寄宿舎規則(変更)届
32	事業場附属寄宿舎設置・移転・変更届
33	寄宿舎内での事故発生報告
34	寄宿舎内での労働者死亡又は休業日数4日以上の上の休業の報告
35	寄宿舎内での労働者の休業日数4日未満の上の休業の報告
36	事業附属寄宿舎規程第36条による適用特例許可申請
37	事業附属寄宿舎規程第2章適用除外許可申請
38	建設業附属寄宿舎設置・移転・変更届
39	集団入坑の場合の時間計算特例許可申請
40	適用事業報告
41	職業訓練に関する特例許可申請
42	審査及び仲裁の手続の申立て(労働基準監督署)(審査請求・労災)
43	休業補償及び障害補償の例外認定の届出

※上記のうち、1～3「時間外労働・休日労働に関する協定届」、8・9「就業規則(変更)の届出」及び10「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」についての詳しい操作方法は、パンフレット「労働基準法、最低賃金法等の届出等は、電子申請が便利です!」に掲載していますので、ご覧ください。

パンフレット掲載先：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

これらの届出等の制度や添付書類等についてのご相談は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

労基法等 電子

検索

# 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 「36協定届」や「就業規則の届出」 などの届出は、 電子申請を利用しましょう！

36協定の届出等により、3月の労働基準監督署の受付窓口は、来庁者で混み合うことが予想されます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、窓口での届出・申請は避け、電子申請を利用することを推奨します。電子申請が直ちに利用できない場合は郵送による届出も可能です。

## 労働基準監督署の窓口に来なくても手続可能です

- 労働基準法や最低賃金法に定められた手続については、電子政府の総合窓口「e-Gov」から電子申請が利用できます。

労働基準法に定められた届出など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）</li> <li>● 就業規則の届出</li> <li>● 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など</li> </ul>
最低賃金法に定められた届出など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最低賃金の減額特例許可の申請 など</li> </ul>

※ e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

## 簡単・スマートに申請可能です

- インターネット上の様式に必要事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続ができます。
- 大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

## 導入も簡単です

- マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカードなど」といいます）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。
- ※ ICカードリーダライタ（マイナンバーカードなどを読み込む機器）などが別途必要です。
- 労働基準法や最低賃金法に基づく届出や申請について、社労士が提出代行を行う場合、提出代行に関する証明書をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を省略することができます。

令和2年3月から、36協定・就業規則の本社一括届出の手続方式が変更され、36協定は最大30,000事業場、就業規則は最大2,500事業場について一度に申請可能になりました。

※ 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

電子申請の具体的な利用方法は裏面をご確認ください



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 電子申請の方法

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。

○ ホームページは

⇒

を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、

を検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下の問合せ先にご相談ください。

### ①：事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

電子政府利用支援センター

■ 電話番号：050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)

050-3822-3345 (通話料金のご利用の回線により異なります。)

■ 受付時間：4～7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

8～3月 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで

### ②：各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

○ 【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

### ③：電子申請の手続きや事前準備

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」でご利用いただけます。

<https://www.e-gov.go.jp/>

### ④：労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「**労基法等 電子**」で検索！ ⇒

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

# 雇用保険関係手続き 電子申請のご案内

～ 電子申請の利用向上を目指しています。～

## 目次

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| ➤ 電子申請ご利用のおすすめ              | 2  |
| ➤ 電子申請ができる雇用保険関係手続き         | 3  |
| ➤ 〈手続例〉雇用保険被保険者資格取得届        | 4  |
| ➤ 〈手続例〉雇用保険被保険者資格喪失届        | 6  |
| ➤ 〈手続例〉高年齢雇用継続基本給付金の申請      | 8  |
| ➤ 提出書類に必要な署名について（電子署名がない場合） | 10 |



厚生労働省職業安定局雇用保険課  
都道府県労働局・ハローワーク

## 電子申請ご利用のすすめ

事業主が雇用する労働者に関して雇用保険関係手続きを行う場合、各種届出書を公共職業安定所長に提出する必要があります。

提出方法には、ハローワーク窓口書類を提出していただく方法に加えて、インターネットによる「電子申請」があります。ぜひ電子申請をご利用ください。

### 電子申請のメリット

- 365日、24時間いつでも申請できます。
- 自宅やオフィスのパソコンなど、どこからでも申請できます。
- チェック機能があるので、事前に記入ミスを防止できます。
- 時間やコストの節減になります。

### 電子申請は e-Gov から行います

e-Gov(イーガブ)とは、総務省がインターネット上で運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請・届出などの手続きがオンラインで行えます。( <http://www.e-gov.go.jp/> )

### 電子申請に必要なもの・・・電子署名

e-Govで雇用保険関係手続きの電子申請を行うには、「電子署名」が必要です。このため、あらかじめ、「電子証明書」を入手していただく必要があります。

雇用保険関係手続きに利用できる電子証明書を発行している機関(認証局といえます)については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

【厚生労働省トップページ・厚生労働省からのご案内】 <http://www.mhlw.go.jp/>

「申請・募集・情報公開」電子申請(申請・届出等の手続案内)

→ 電子申請に利用可能な民間認証局 「認証局と手続区分・事業所形態の対応表」

[http://www.mhlw.go.jp/shinsei\\_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku\\_taiouhyou.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku_taiouhyou.pdf)

### (※)「電子署名」、「電子証明書」とは？

「電子署名」は、書類上の押印やサインと同じ行為を電子手続き上にて行うものです。

「電子証明書」は、いわば印鑑証明のようなものです。

## 電子申請ができる雇用保険関係手続き

電子申請ができる雇用保険関係手続きは、以下のとおりです。  
このうち、特に利用が多い②③⑳について、次のページ以降にご紹介します。

- ① 雇用保険適用除外申請書
- ② **雇用保険被保険者資格取得届【※】**
- ③ **雇用保険被保険者資格喪失届【※】**
- ④ 雇用保険被保険者証の再交付の申請
- ⑤ 雇用保険被保険者転勤届
- ⑥ 雇用保険被保険者氏名変更届
- ⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書／所定労働時間短縮開始時賃金証明書の提出
- ⑧ 雇用保険の事業所設置の届出
- ⑨ 雇用保険の事業所廃止の届出
- ⑩ 雇用保険の事業所の各種変更の届出
- ⑪ 雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届
- ⑫ 未支給の雇用保険失業等給付（求職者給付・就職促進給付）の請求
- ⑬ 雇用保険の公共職業訓練等受講届及び同通所届
- ⑭ 雇用保険受給資格者氏名・住所変更届
- ⑮ 雇用保険傷病手当の申請
- ⑯ 雇用保険就業促進手当（再就職手当）の申請
- ⑰ 雇用保険就業促進手当（常用就職支度手当）の申請
- ⑱ 雇用保険移転費の申請
- ⑲ 雇用保険広域求職活動費の申請
- ⑳ 雇用保険教育訓練給付（教育訓練給付金）の申請
- ㉑ **高年齢雇用継続基本給付の申請【※】**
- ㉒ 雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢再就職給付金）の申請
- ㉓ 雇用保険育児休業給付（育児休業給付金）の申請
- ㉔ 雇用保険育児休業給付（育児休業者職場復帰給付金）の申請
- ㉕ 雇用保険介護休業給付（介護休業給付金）の申請
- ㉖ 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認
- ㉗ 雇用保険被保険者離職票の再交付の申請
- ㉘ 就業促進手当（就業手当）の申請
- ㉙ 受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請



## 雇用保険被保険者資格取得届申請のポイント

- **電子申請にあたって、添付書類は原則必要ありません。**  
必要に応じて、ハローワークから書類の提出を求める場合があります。その際は御協力ください。  
※ただし、事業主が新たに適用事業を開始したことに伴う初めての届出の場合は必要です。
- **電子申請後には、以下の4点が、電子公文書(※)として交付されます。**
  - ①雇用保険被保険者証
  - ②雇用保険被保険者資格取得確認通知書  
(上記2点は被保険者本人にお渡しください)
  - ③雇用保険被保険者資格取得確認通知書 (事業主通知用)
  - ④雇用保険被保険者資格喪失届／氏名変更届  
(上記2点は事業主が保管してください)

### (※) 電子公文書とは？

電子申請終了後、ハローワークから e-Gov を通して交付する文書です。

- ① 事業主宛てに審査終了通知のメールが送られます。そのメールに整理番号が記載されています。
- ② e-Gov にアクセスし、整理番号を基に文書をダウンロードしてください。文書はすべて、pdf ファイル形式です。

電子公文書の取得の方法については、e-Gov に掲載しています。  
トップページから下記をクリックして、ご覧ください。



「雇用保険被保険者資格取得届等申請時の電子公文書の取得手順マニュアル及び取得した電子公文書の取扱いについて」

# 〈手続例〉雇用保険被保険者資格喪失届

e-Gov (イーガブ) は特許が満了する社会的な行政ポータルサイトです。 e-GovのTOPへ戻る

**e-Gov** (イーガブ) 電子政府の総合窓口 イーガブ

電子申請システム

雇用保険被保険者資格喪失届 (離職票交付あり)

「離職票交付あり」の手続きができます

電子申請システムによる手続に関する情報

提出方法	この手続は電子申請が行えます。
申請書様式	署名が必要な手続のため、電子証明書が必要です。詳細は記載要領・記述例の「電子申請の範囲内」をご覧ください。
交付情報	詳細は記載要領・記述例の「電子申請の範囲内」をご覧ください。
別添資料	別添資料が電子ファイルで準備出来ない場合は、郵送により提出してください。
手続可能時間	24時間365日サービスしております。但し、年末年始、本システムの保守等が必要な場合は、上記ご利用時間内であっても、システム運用停止・休止、申請を行うことがありませんので、あらかじめご了承ください。
備考	電子申請の際は、記載要領・記述例の「電子申請の範囲内」をご覧ください。

この手続を電子申請を利用して申請する場合は、以下から行ってください。

雇用保険被保険者資格喪失届	申請書を作成
雇用保険被保険者資格喪失届届書	申請書を作成

様式第4号 雇用保険被保険者  資格喪失届  氏名変更届

※ 届票種別 12103 ( 2: 氏名変更届 3: 資格喪失届 )

1 被保険者番号 [ ] - [ ] - [ ] 2 事業所番号 [ ] - [ ] - [ ] 3 資格取得年月日 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

管轄区分 [ ] 被保険者氏名 [ ] 性別 [ ] ( 1: 男 2: 女 ) 生年月日 (元号-年月日) [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 取得時被保険者種類 [ ] ( 1: 又は1- 2: 又は3- 4: 又は5- 6: 又は7- )

事業所名称 [ ] 転勤の年月日 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

4 届出年月日 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 5 届出原因 [ ] ( 1: 離職以外の理由 2: 3以外の理由 3: 最善の理由による理由 ) 6 離職票交付希望 [ ] ( 1: [ ] 2: [ ] ) 7 資格喪失届の届出時期 [ ] ( 1: [ ] 2: [ ] ) 8 届出用印の番号 [ ] ( 1: [ ] )

9 新氏名 [ ] (フリガナ(カタカナ)) [ ]

10 被保険者の住所又は居所 [ ]

11 被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日 [ ]

12 1週間の所定労働時間 [ ( ) 時間 ( ) 分 ] \* 13 資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間 [ ( ) 時間 ( ) 分 ]

雇用保険法施行規則  第7条第1項  第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

住所 [ ] 記名押印又は署名 [ ]

# 雇用保険被保険者資格喪失届申請のポイント

- 雇用保険被保険者資格喪失届については、「離職票交付あり」・「離職票交付なし」のどちらの場合でも電子申請が可能です。
- 電子申請では、「離職票交付あり」・「離職票交付なし」のそれぞれで申請窓口が違います。
  - 雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付あり)
  - 雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付なし)
- 内容を証明する確認書類については、pdf ファイルなどで申請の際に添付してください。
- 離職証明書についても申請画面から直接入力できます。

## 離職証明書の入力画面

- 電子申請後には、以下の4点が電子公文書として交付されます。
  - ①離職票－1 兼 資格喪失確認通知書（被保険者通知用）
  - ②離職票－2

（上記2点は被保険者(離職者)本人にお渡しください）

  - ③資格喪失確認通知書（事業主通知用）
  - ④離職証明書（事業主控）

（上記2点は事業主が保管してください）



# 高年齢雇用継続基本給付金の申請のポイント

- 電子申請では、初回・2回目以降でそれぞれ申請窓口が違います。

## 【初回の申請の場合】

○雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書<sup>1</sup>の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認・高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金)の申請(初回申請)

「雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書」の入力画面

## 【2回目以降の申請の場合】

○雇用保険高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金)の申請

- 電子申請後には、以下の3点が電子公文書として交付されます。

① 高年齢雇用継続給付受給資格確認/否認申請書  
 高年齢雇用継続給付支給/不支給決定通知書  
 高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書  
 (上記は被保険者本人にお渡しください)

②高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)

③高年齢雇用継続給付支給申請書(※)  
 (上記2点は事業主が保管してください)

(※)支給手続きを被保険者自身が行う場合は、被保険者にお渡しください。





## 電子公文書のご利用についてよくあるご質問

電子申請により事業主が雇用保険関係手続きをした場合、その手続きに対して交付する書類等は、原則として電子媒体(pdf ファイル形式)でお届けします。

### Q1. 電子公文書を印刷出力する必要がありますか？

電子公文書を利用してハローワーク窓口へ届出をする場合には、紙に印刷出力して持参いただく必要があります。

なお、離職票－1, 2については、電子公文書を印刷した場合、ハローワーク窓口で交付した用紙と違って、それぞれの上部にバーコードが印字されているのが特徴です。

これらの電子申請により取得された電子公文書を印刷出力されたものは、ハローワーク窓口で交付した場合の専用帳票と同様に利用できます。

### Q2. 離職票－2は、A4サイズで印刷しても大丈夫ですか？

電子申請による雇用保険関係手続きに対して交付する書類のサイズは、すべてA4サイズに設定されています。

例えば、「離職票－2」はハローワーク窓口で交付する場合はA3サイズですが、電子申請利用の場合はA4サイズでお届けしています。

印刷出力する場合は、A4サイズのままで差し支えありません。

(A3サイズに拡大して印刷しても差し支えありません。)

なお、離職した方が雇用保険の受給手続きをされる場合に必要となる離職票－1, 2については、紙に印刷出力してハローワークに持参いただく必要があります。

### Q3. 印刷出力する紙は、市販の用紙でいいですか？

用紙は市販の用紙で差し支えありません。

電子公文書について、事業主(又は被保険者)の方が所持しているプリンタから印刷出力する場合は、日頃使用している用紙で差し支えありません。

## 2020年1月6日からハローワークの利用方法が変わります

2020年1月6日に、ハローワークのシステムとハローワークインターネットサービスが新しくなります。

- ポイント① 新サービス「求人者マイページ」で、会社のパソコンから求人の申込みができます
- ポイント② 新しい求人票で、より詳細な情報を求職者に提供できるようになります

### 会社のパソコンから、求人申込みや内容変更などの手続きを行えるようになります

ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから次のサービスを利用いただけます。

- ※ 「求人者マイページ」を開設するには、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。
- ※ 「求人者マイページ」を開設するにあたり、ログインアカウントとして使用するメールアドレスが必要です。

#### ○ 求人申込み

- ※ 申込み内容をハローワークで確認後に受理・公開します。
- ※ 次の要件に該当する場合は、マイページでの求人情報の入力（仮登録）後、14日以内にハローワークにお越しのうえ、本登録の手続きを行う必要があります。

- ・ マイページを通じて初めて求人を申し込む場合（窓口でマイページ開設手続きを行った場合を除く）
- ・ 2020年1月以降、初めて障害者求人を申し込む場合
- ・ 2020年1月以降、初めてトライアル雇用求人を申し込む場合
- ・ 2020年1月以降、初めて障害者（短時間）トライアル雇用求人を申し込む場合
- ・ 過去1年間に求人を申し込んでいない場合
- ・ マイページを通じて派遣・請負求人を申し込む場合
- ・ その他、ハローワークが必要と認める場合

求人申込み（仮登録）の入力画面イメージ



#### ○ 申し込んだ求人内容の変更、求人の募集停止、事業所情報の変更など

- ※ マイページから求人内容の変更などのサービスが利用できるのは、2020年1月以降に受理した求人に限ります。

#### ○ 事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開

- ※ ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）だけでなく、ハローワークインターネットサービス上でも公開できるようになります。

#### ○ ハローワークからご紹介した求職者（応募者）の紹介状の確認、選考結果（採用・不採用）を登録（ハローワークに連絡）

- ※ 紹介状の確認や選考結果の登録ができるのは、2020年1月以降に受理した求人に限ります。
- ※ 求人が無効となった場合、紹介状の確認、選考結果の登録はできなくなります。

#### ○ メッセージ機能（ハローワークからご紹介した求職者（応募者）とのやりとり）

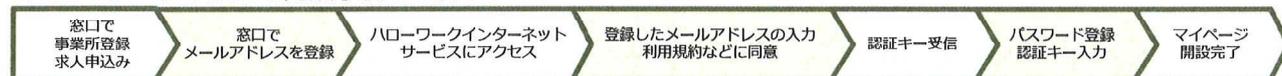
- ※ メッセージ機能を活用して応募者とやりとりできるのは、2020年1月以降に受理した求人（有効中）で、応募者が「求職者マイページ」を開設している場合に限られます。

#### ○ 求職情報検索

- ※ 有効中の求人がない場合は利用できません。
- ※ ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件などの求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報を検索できます。氏名、連絡先など個人が特定される情報は公開されません。なお、求職者に対して直接リクエスト（求人への応募依頼）することはできません。ハローワークで求職者の希望条件などを確認したうえでご案内しますので、ハローワークにご相談ください。

### <マイページ開設手順>

ハローワークの窓口で開設手続きを行います。



- ※ 上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント（メールアドレス、パスワード）を登録、事業所情報・求人情報を入力（仮登録）後、ハローワークにお越しのうえ窓口で本登録手続きを行い、マイページを開設する方法もあります。
- ※ 事業所登録済みの場合は、あらためての事業所登録は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握等をさせていただきます。



## 新しい求人票で、より詳細な求人情報を提供できるようになります

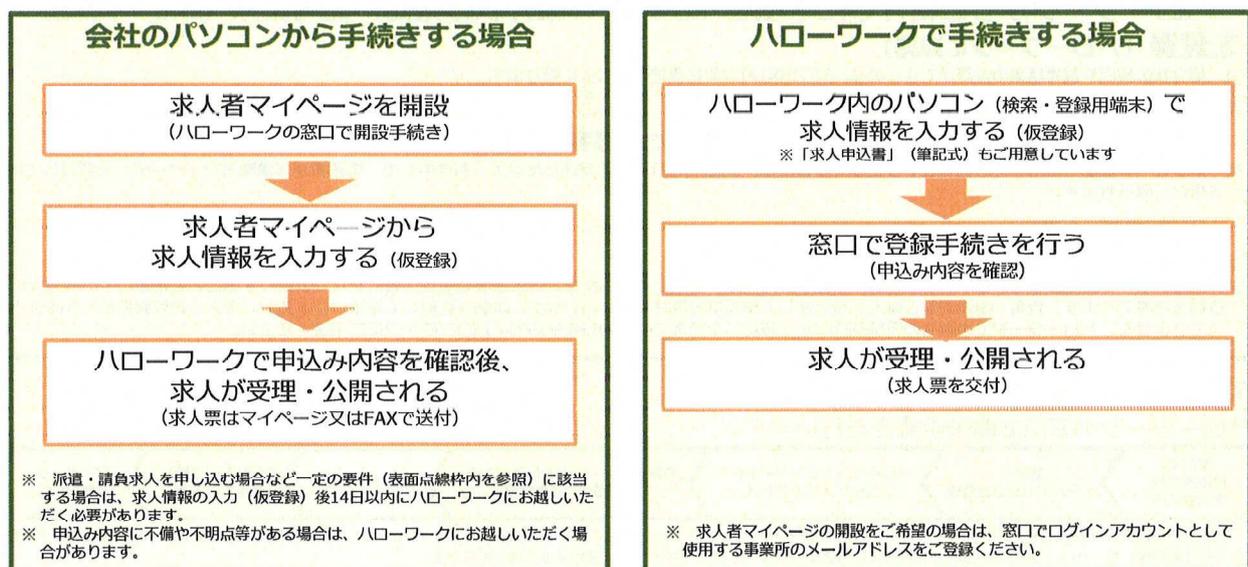
- 求人票の様式が変わり、**掲載する情報量が増え**、求職者に対して**求人情報をより詳細に伝えることができるようになります**。  
※ 求人票の様式変更については、リーフレット「2020年1月6日から求人票と公開方法が変わります」「2020年1月6日から求人票が変わります」(その1・その2)」をご覧ください。
- ハローワークインターネットサービスとハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）が一本化され、求人情報の内容や検索方法が同じになります。
  - ・ 求人票に掲載する情報のほか、**事業所の画像情報や「事業所からのメッセージ」などのPR情報も提供できるようになります**。  
※ 画像情報は、「求人者マイページ」から登録する必要があります（表面参照）。
  - ・ **ハローワークインターネットサービスでも、ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）と同じ求人情報を提供できるようになります**。  
※ これまでは、ハローワークインターネットサービスで公開される求人情報は一部に限定されていましたが、ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）と同じ情報が公開されるようになります。
  - ・ 求人情報がインターネット上で公開される**タイミングが早くなります**。  
※ ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）とハローワークインターネットサービス上で公開されるタイミングが同じになります。

## さまざまな方法で求人を申し込めるようになります

- **会社のパソコンから求人申込み（仮登録）できるようになります**。  
※ 会社のパソコンから求人を申し込む（仮登録）場合は、「求人者マイページ」を開設する必要があります（表面参照）。  
※ 「求人者マイページ」を開設すると、申込み済みの求人情報データ（2020年1月6日以降に申し込んだ求人に限る）を活用（転用）した求人申込みができるようになります。
- ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）で求人情報を入力できるようになります。求人情報の入力（仮登録）後、窓口で本登録の手続きを行います。  
※ 「求人申込書」（筆記式）もご用意しています。  
※ 窓口で「求人者マイページ」の開設手続きを行うこともできます（表面参照）。

### ＜求人申込み手続きの流れ＞

～事業所登録が完了している（求人を申し込んだことがある）場合～



※ ハローワークに求人を申し込んだことがない場合は、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。詳しくはハローワークにお問い合わせください。